



労働条件を確認しましょう

正しく認識していますか？ 確認できていますか？ ご自身の労働条件・労働環境

大学病院に勤務する職員の中には、自身の労働条件を正確に理解していない方が多く、様々な誤解や勘違いがあります。

そこで組合は、2月29日に本部労務福利課、病院総務課の担当者と面談し、問い合わせの多い疑問点を確認しました。

◎看護職員に祝日の割り当てはありません

・新潟大学病院に勤務する看護職員には「1箇月単位の変形労働時間制」が適用されています。

・制度が適用されていない職員の休日は、日曜日、土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日ですが、看護職員の休日は「4週8休以上」が最低基準です。

そのため規約上、看護職員に祝日に相当する休日は設定されていません。

・同じ看護職員でも、4週8休以上の「休日」は、24時間稼働しているICUや救急病棟、入院病棟と、日中の平日のみ稼働している部署では休日取得日数が大きく違います。

・この不公平な休日取得数を、大学当局や病院は承知しています。学内規則や法律には触れていない、総合病院である以上は仕方がないとしています。

・曜日の概念がないので、カレンダー上の祝日や土日、年末年始に勤務しても「割増賃金」や「買取り」はありません。祝日が休めなくても、その補填はありません。

◎短時間勤務者を1名とはカウントしていません

・勤務時間に応じた計算式があり、1名とはしていません。ですが、看護基準を満たしていれば、常勤者の代わりに短時間勤務者が補充されることもあり得ます。当然そのことで、業務が厳しくなることも、大学当局や病院は承知しています。

・各病棟看護配置人数の算定、決定方法は、法令と施設基準に沿った配置が大前提で、最低基準です。これを満たしたうえで、業務の性質、基準、病院全体の財源を見て増員や現状維持を意思決定しています。



◎特任専門職員に昇給・昇格はありません

・特任専門職員は、特定のミッション（業務）のために、特定の期間を定めて「この仕事をやってください」ということで雇われている人のことです。原則、決められた期間、決められた業務に従事するので、昇給や昇格はありません。雇用契約上はそうなっています。

・何年かごとの契約になっていて、更新しても職責は増えない、業務内容も変わらないので、年俸が変わらないといった扱いです。

・途中で、職務内容や勤務時間、責任が増えた場合は、ミッションが変化したことになり昇給することがあります。

労働条件について、誤解や勘違いが多くあり、それが確認・訂正されないまま放置されているのが現状です。その状況を改善すべく、組合は大学当局に労働条件の説明会の開催を求めましたが『社会人として就業規則を確認することは本人の責任である。読んでわからないことは答える義務がある。』と回答し、応じない姿勢です。

皆さん、就業規則を読んでみてください。

おそらく、文言が複雑で、正しく理解できない部分が多くあると思います。ご自身で大学へ確認することに抵抗のある方は、ぜひ組合にご相談ください。組合を通して問い合わせをすることもできます。

同じ雇用形態で働く看護職員の中で、休日数が異なるのはおかしいことです。増員が期待出来ない現状で公平性を担保するには、祝日勤務を給与で補填するのが現実的です。

特任専門職員は、毎年同じ仕事をしているわけではありません。誠実に仕事に向き合い、経験を積むことで、業務の効率化や精度を向上し成長しています。昇給、昇格するべきです。

おかしいと思うこと、不満に感じることは、声を上げ改善していきましょう。



< 旭町職員組合の慶弔費 >

結婚祝い金	本人結婚の時	1万円
出生祝い金	子が誕生した時	5千円
小・中・高入学祝い金	子供(実子・養子)が入学した時	5千円
定年祝い金	本人定年の時	1万円
病気見舞金	入院5日または、自宅療養30日以上	5千円
香華料	配偶者・実父母・義父母・実子・養子・同居親族が死亡の時	5千円
餞別	本人辞職の時	5千円
弔慰金	本人死亡の時	1万円

- ・病気見舞金は年度ごとに1回です。
- ・組合加入期間が6ヶ月を超えない場合は半額となります。
- ・事由発生から1年以内にお申し出ください。
出生祝金は職場復帰されてから申請していただいても結構です。
- ・証明書等は必要ありません。



忘れずに申請
してください

組合員の皆さまへお願いです

今年度末退職される方は、組合よりお餞別をお贈りいたします。
必ず組合事務室までご連絡ください。

また、職場の異動、休暇取得、休暇からの復帰、時短勤務終了など、勤務の変更もご連絡ください。よろしくお願いたします。



◆昇給および本給月額の改定にともなう組合費変更のお知らせ

組合費を、3月徴収分より2024年1月1日現在の本給を基準とし変更いたします。

なお、定年延長の導入にともない本給が減額になる方は、2024年4月1日に再度変更いたします。

組合規約 第5章 第29条に則り、常勤職員は本給の1.3%、非常勤職員、特定有期雇用職員及び再雇用職員(フルタイム)は本給の0.5%、短時間勤務(6時間以下)をする職員は500円です。年俸制職員は、2022年4月1日現在の年俸制基本給(年間額を月額として)の0.845%です。そして、組合基金運営規程により、これに組合基金50円が加算されます。

今年度、雇用形態が特定有期や非常勤から常勤職員となられた方や再雇用となられた方は、かけ率が変更になりますので、ご確認をお願いいたします。なお、組合費は本給を基準としていますので、そのための情報は国立大学法人新潟大学より提供を受けていることをご了承下さい。ご不明な点は組合事務室にお問い合わせください。

皆さんが納めた組合費は、労働環境改善のための活動、福利厚生活動、レクリエーション活動等で大切に使われます。活動は「どっけし」で随時お知らせしていますので、積極的なご参加を期待しています。



旭町職組